

教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の
国負担2分の1復元を求める意見書

平成30年度から学習指導要領の改訂に伴う移行期間が始まり、小学校においては、外国語に関わる教育実施のための授業時数の調整や教材の作成などの対応に苦慮する状況となっている。また、中学校においても部活動指導等があり、2016年度の文部科学省の調査では、週20時間以上の残業をした教員が6割近くを占めたことが明らかとなった。こうしたことの課題解決には、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

しかしながら、安定した教育活動を保障するための義務教育費国庫負担制度は、国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体の負担が引き上げられた。その結果、自治体の財政を圧迫するとともに、非正規教職員の増大などにみられるように教育条件格差が生じている。

よって、国においては、豊かな子供たちの学びを保障するための条件整備を図るため、平成31年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣